漁業信用保証制度のごあんない

中小漁業者等の皆様の資金調達に
公共的なサポートがあることをご存じですか？

中小漁業者等のみなさまで・・・

- **漁船の建造、購入等**に必要な資金を借り入れたい方
- **漁業経営**に必要な運転資金を借り入れたい方
- **生活**に必要な資金を借り入れたい方

漁業信用保証制度をご活用ください！

漁業信用保証制度は、中小漁業者等の皆様が金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、漁業信用基金協会が公共的な立場から保証人となる制度です。

中小漁業者等とは

「中小漁業融資保証法　第二条」に定められた、次に揚げる皆様です。

① 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人
② 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3，000トン以下であるもの
③ 水産加工業を営む個人
④ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
⑤ 水産業協同組合（信用漁業協同組合連合会並びに信用水産加工業協同組合連合会を除く。）
⑥ 水産振興法人※1
⑦ 協同会社※2
⑧ 任意団体

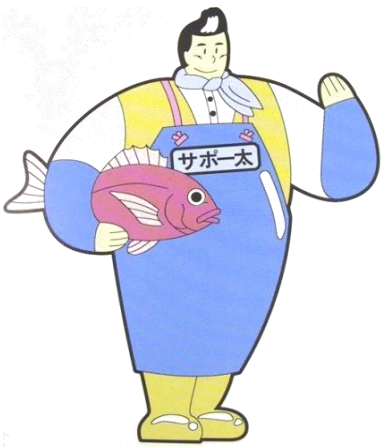

※1 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、①（漁業を営む個人に限る。）若しくは②から⑤の者又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているものをいいます。

※2 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社であって、①から⑤の者が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体を除く。）の過半数を有し、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているものをいいます。

漁業信用保証制度

中小漁業者等の皆様の信用力を補完し、資金調達を円滑にすることにより、中小漁業の振興を図るために設けられた制度です。

この制度は、漁業信用基金協会が金融機関から資金の貸付けを受ける中小漁業者等の皆様の債務を保証する保証制度と、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金が保証保険を行い補完する保証保険制度の二つを合わせ持つ制度です。

漁業信用保証制度の仕組み

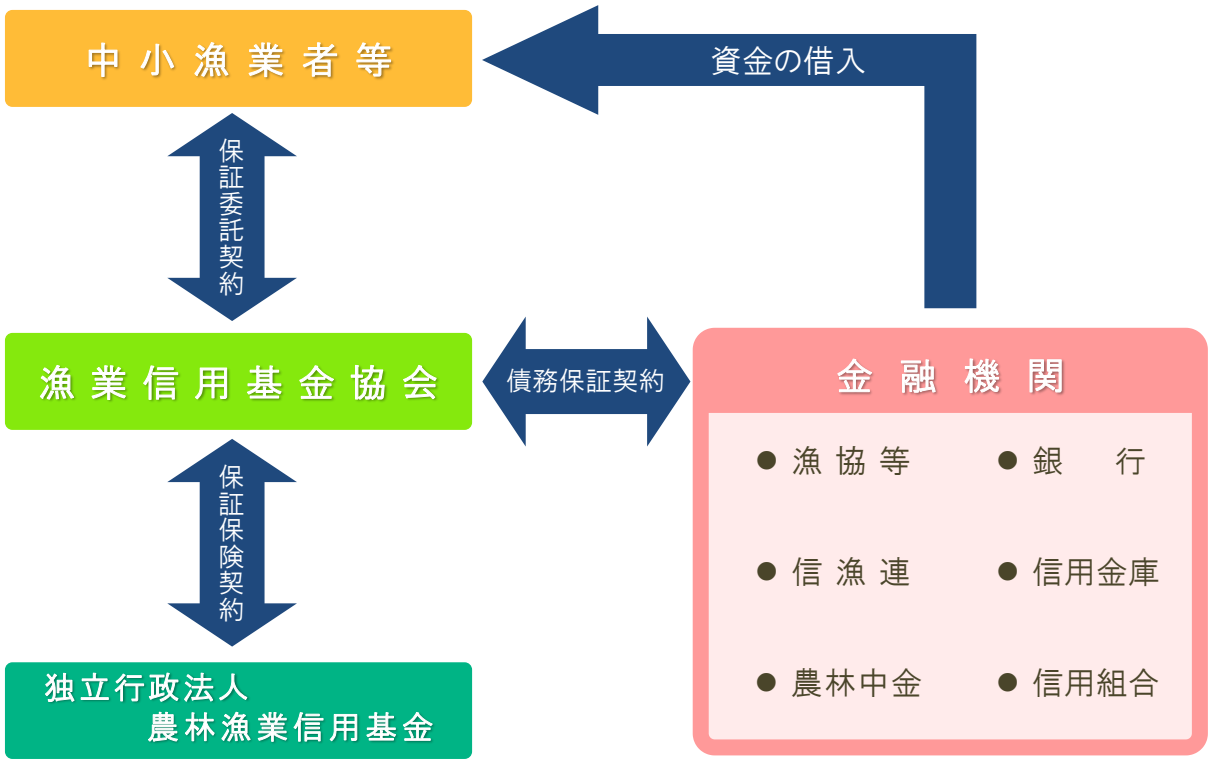

漁業信用基金協会とは

中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者等の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、債務保証を行っている法人です。

独立行政法人　農林漁業信用基金とは

漁業信用基金協会が行う債務保証について保証保険を行い、信用保証のリスクを分散することにより、漁業信用基金協会の保証能力の維持を図る法人です。

債務保証の仕組み

中小漁業者等の皆様が、漁業経営等に必要な資金を金融機関から借り入れる際、漁業信用基金協会が保証人となり、借入れを容易にします。

また、万一病気その他やむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなったときには、皆様に代わって漁業信用基金協会が代位弁済をします。代位弁済後は、皆様とご相談しながら漁業信用基金協会に借入金を返済していただくことになります。

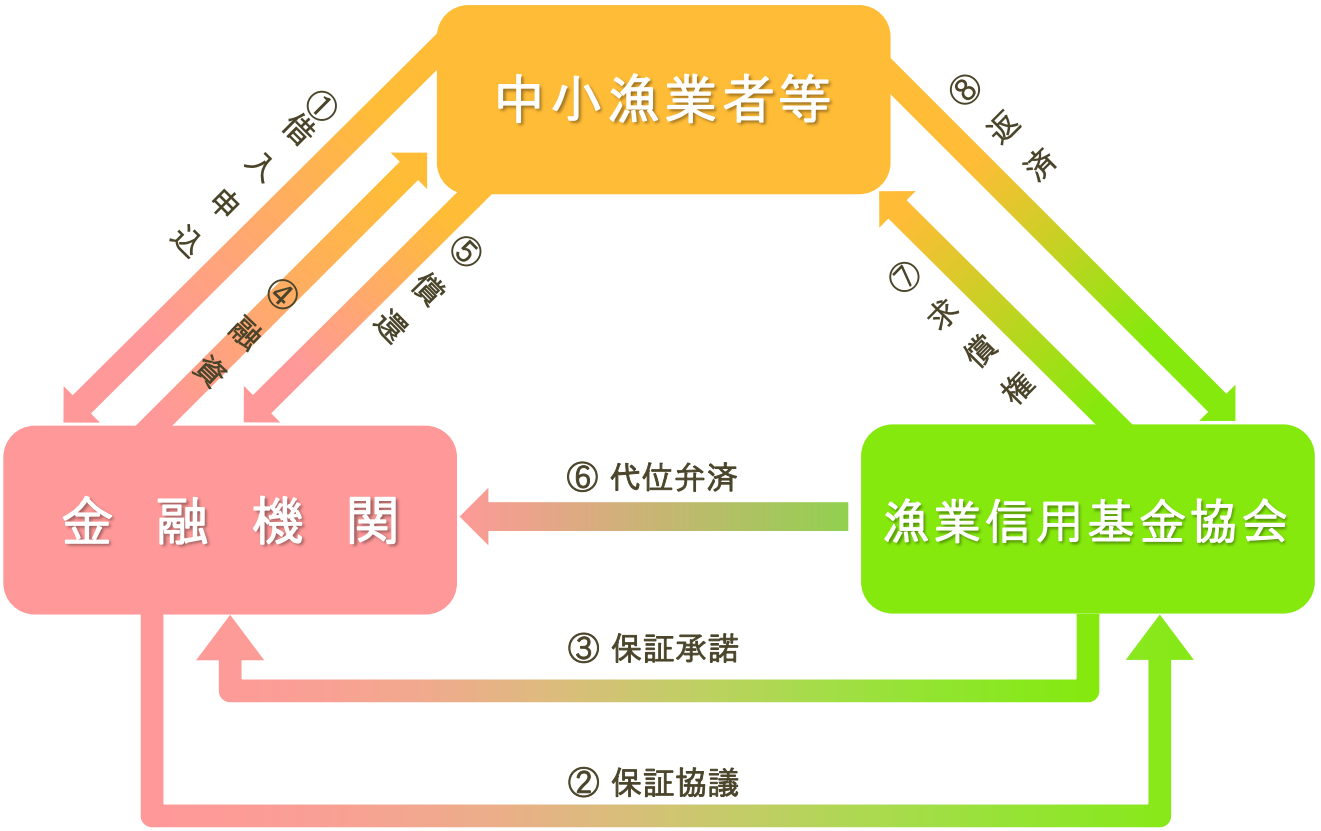

金融機関とは

漁業信用基金協会が債務保証の対象とするのは、次に揚げる金融機関から保証対象資金を借り入れた場合です。また、金融機関は、漁業信用基金協会と基本契約を締結することが必要です。

- 農林中央金庫
- 漁業協同組合
- 信用漁業協同組合連合会
- 水産加工業協同組合
- 信用水産加工業協同組合連合会
- 銀行
- 信用金庫
- 信用協同組合

債務保証を受けるには

漁業信用基金協会は会員制をとっていますので、中小漁業者等の皆様のご住所又は事業所を有する区域内の漁業信用基金協会に1口以上の出資金を払い込んで会員となっていただく必要があります。また、会員とならなくても、中小漁業者等の皆様が所属している漁業協同組合又は水産加工業協同組合が漁業信用基金協会の会員となっていれば、その組合の出資を利用して保証を受けることができます。

保証の対象となる資金

保証の対象となる資金は、中小漁業者等の皆様の漁業経営等に必要な資金です。

漁業近代化資金（小型漁船の建造、漁船設備（レーダー等）、水産物処理施設等の改良）

漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、金融機関（漁協等）が当該漁業者等に対して貸付ける資金

漁業経営改善促進資金（雇用労賃、燃料費、漁船の保守管理費等の短期運転資金）

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく「漁業経営改善計画」（農林水産大臣又は都道府県知事の計画認定が必要）に従った経営を行うために必要な資金

金融公庫資金（大型漁船（20トン以上）の建造改造、取得に必要な資金、長期運転資金等）

漁協等が（株）日本政策金融公庫等から貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸付ける資金

公害防止資金（汚水処理、騒音防止施設等）

公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金

災害資金（被災施設の再建等）

暴風、高潮、津波その他の指定災害を受け、かつ、指定地域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等の事業の再建に必要な資金で主務大臣が指定する資金（損失額が一定の基準に該当することについて市町村長等の認定が必要）

一般緊急融資資金（国際規制等により経営困難に陥った中小漁業者等の経営安定に必要な資金）

漁業経営の著しい環境変化の影響を受ける中小漁業者等が、その事業継続のために必要な緊急に融資される資金

借替緊急融資資金（経営困難に陥った中小漁業者等の債務整理に必要な資金）

緊急融資資金のうち、中小漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として主務大臣が指定する資金

経営安定資金（既存の借入金を整理するための資金）

金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるための借入金

生活資金（住宅資金等）

中小漁業者等の生活に必要な資金

事業資金（設備資金、運転資金）

中小漁業者等の事業に必要な資金

漁協等保証債務

漁協等が（株）日本政策金融公庫等からの委託を受けて、中小漁業者等に資金の貸付けを行う場合に、漁協等が（株）日本政策金融公庫等に対して負担する保証債務に対する保証

保証の限度額

会員の皆様の出資金に、資金種類ごとに異なる保証の倍率（例：近代化資金で約40倍）を乗じた金額まで保証を受けることができます。また、別途金額による保証の最高限度額も定められており、一会員当たり各漁業信用基金協会の基金等現在高（出資金などの協会の保証財務基盤）等の1/5となっています。

具体的には各漁業信用基金協会の業務方法書によって定められていますので、ご相談ください。

保証の範囲

漁業信用基金協会は、皆様が金融機関から借入れた金額の元本の額を保証の範囲としています。ただし、経営安定資金につきましては、元本の額の **80%** を保証範囲としています。

債 務 保 証 の 申 込 み

漁業信用基金協会へ保証を申し込むには、借入れを予定している金融機関にご相談ください。保証に必要な書類は、金融機関に備えてあります。なお、ご不明の点がありましたら、お気軽に漁業信用基金協会にお問い合わせください。

● ご利用方法（申込みから実行まで）

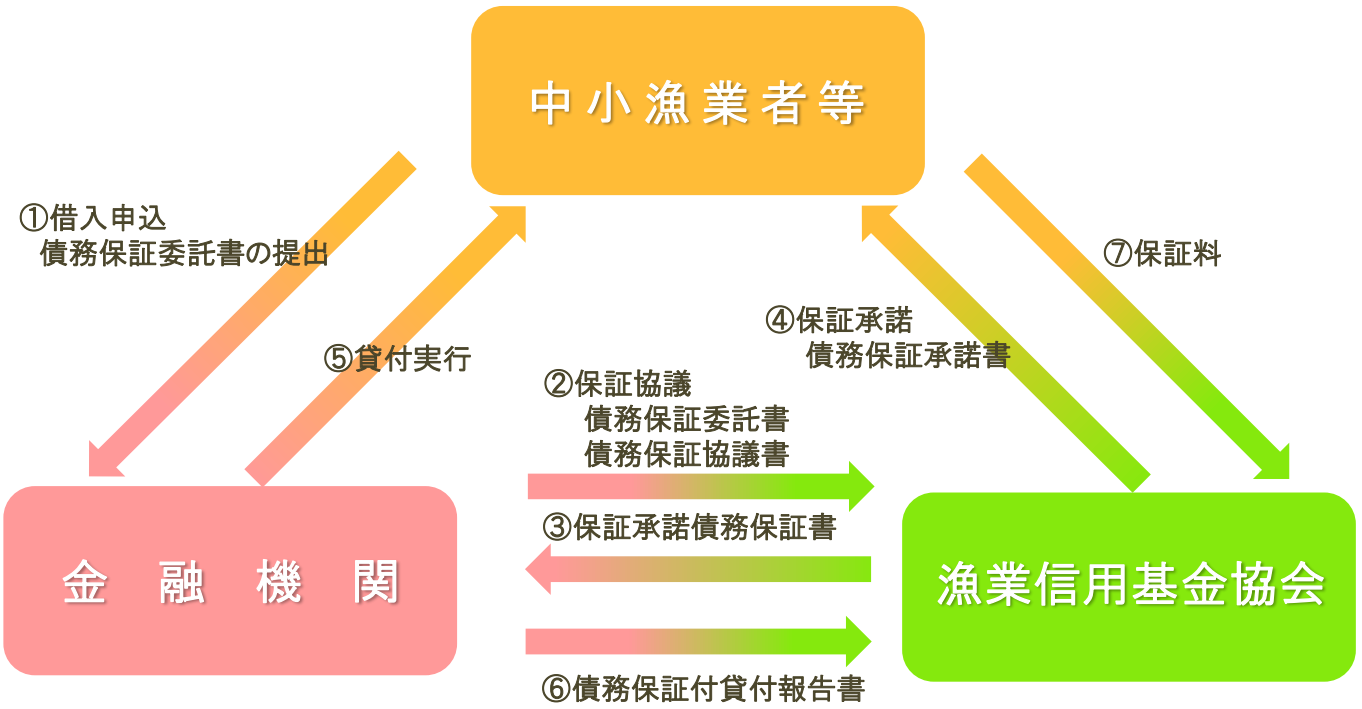

● 保証料について

漁業信用基金協会は、債務保証のリスクに備えるためのコストとして、被保証人である中小漁業者等の皆様から保証料をいただいています。保証料につきましては、各漁業信用基金協会・支所で資金種類ごとに定められた保証料率（例：近代化資金で約0.50%）を借入金額に乗じた額となります。

ご相談窓口

基金協会一覧	住所	電話番号
都道府県別協会		
全国漁業信用基金協会	〒110-0015 台東区東上野3－21－6 鈴やビル3階	(03)5846-8441
【支所】 北海道支所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7－1 第二水産ビル5階	(011)281-2816
岩手支所	〒020-0023 盛岡市内丸16－1 水産会館	(019)623-5281
秋田支所	〒010-0951 秋田市山王3－8－15	(018)823-7362
山形支所	〒998-0036 酒田市船場町2－2－1	(0234)24-2604
福島支所	〒970-8044 いわき市中央台飯野4－3－1	(0246)29-4433
茨城支所	〒310-0011 水戸市三の丸1－1－33	(029)226-0717
千葉支所	〒260-0021 千葉市中央区新宿2－3－8 水産会館	(043)241-5510
東京支所	〒108-0075 港区港南4－7－8 都漁連水産会館	(03)3458-2431
神奈川支所	〒236-0051 横浜市金沢区富岡東2－1－22 県漁連ビル	(045)778-5070
新潟支所	〒950-0078 新潟市中央区万代島2－1 水産会館	(025)245-0814
富山支所	〒930-0096 富山市舟橋北町4－19 富山県森林水産会館	(076)441-6127
石川支所	〒920-0022 金沢市北安江3－1－38	(076)234-8827
福井支所	〒910-0005 福井市大手2－8－10	(0776)22-6279
静岡支所	〒420-0853 静岡市葵区追手町9－18	(054)251-0717
愛知支所	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3－4－31 愛知県水産会館4階	(052)950-2737
三重支所	〒514-0006 津市広明町323－1 水産会館	(059)226-6441
滋賀支所	〒520-0044 大津市京町4－1－1 滋賀県庁水産課内	(077)528-3871
京都支所	〒624-0914 舞鶴市字下安久無番地	(0773)77-2238
大阪支所	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1－14－16 大阪府咲洲庁舎内	(06)6613-1101
兵庫支所	〒673-0883 明石市中崎1－2－3 兵庫県水産会館	(078)919-1314
和歌山支所	〒640-8241 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30 水産会館	(073)432-4800
鳥取支所	〒680-8570 鳥取市東町1－271 鳥取県庁第2庁舎8階	(0857)26-8392
島根支所	〒690-0007 松江市御手船場町575	(0852)21-0006
岡山支所	〒700-0824 岡山市北区内山下2－11－18	(086)234-2711
広島支所	〒730-0051 広島市中区大手町2－9－6 水産会館5階	(082)247-1989
山口支所	〒750-0067 下関市大和町1－16－1 下関漁港ビル3階	(083)261-1237
徳島支所	〒770-0873 徳島市東沖洲2－13 徳島県水産会館	(088)636-0535
香川支所	〒760-0031 高松市北浜町9－12	(087)851-5424
愛媛支所	〒790-0002 松山市二番町4－6－2	(089)933-5126
高知支所	〒780-0870 高知市本町1－6－21 水産会館	(088)873-7693
福岡支所	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2－4－19	(092)781-4981
佐賀支所	〒840-0034 佐賀市西与賀町大字厘外821－2	(0952)23-7823
熊本支所	〒861-5274 熊本市西区新港1－4－15	(096)329-9400
大分支所	〒870-0021 大分市府内町3－5－7	(097)532-3496
宮崎支所	〒880-0858 宮崎市港2－6	(0985)29-1313
鹿児島支所	〒890-8540 鹿児島市鴨池新町11－1	(099)253-8815
沖縄支所	〒900-0016 那覇市前島3－25－39 水産会館3階	(098)860-2633
青森県漁業信用基金協会	〒030-0803 青森市安方1－1－32 水産ビル	(017)723-2714
宮城県漁業信用基金協会	〒980-0014 仙台市青葉区本町3－6－16 漁信基ビル	(022)221-5326
長崎県漁業信用基金協会	〒850-0035 長崎市元船町17－1 長崎県大波止ビル2階	(095)823-8171
業種別協会		
全国遠洋沖合漁業信用基金協会 （かつお･まぐろ漁業及び大中型まき網漁業を対象）	〒135-0034 江東区永代2－31－1 いちご永代ビル8階	(03)5646-2658
水産庁 水産経営課金融第二班 URL (http://www.jfa.maff.go.jp/)	〒100-8907 千代田区霞が関1－2－1	(03)6744-2346
独立行政法人農林漁業信用基金(漁業部門) URL (http://www.jaffic.go.jp/)	〒101-8506 千代田区内神田1－1－12 コープビル11階	(03)3294-5471

中小漁業者等の皆様を サポートいたします！

- 水産庁
- 漁業信用基金協会
- （独）農林漁業信用基金

令和２年４月